

東京 2025 世界陸上公式プリンシパルサポーター（旅行代理店及びトラベルパッケージサービス）スポンサーシップ契約 入札説明書

1 案件概要

(1) 件名

東京 2025 世界陸上公式プリンシパルサポーター（旅行代理店及びトラベルパッケージサービス）スポンサーシップ契約

(2) 趣旨

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」といいます。）は、スポンサーシップ（企業協賛）を通じて、東京 2025 世界陸上競技選手権大会（以下「大会」といいます。）の収入確保や、持続可能な大会の開催に貢献するとともに、企業や人々を東京 2025 世界陸上に結び付け、陸上競技やスポーツの楽しさ・素晴らしさ、開催都市東京の魅力を広めることを目的として、ご協賛いただける企業・団体を募集します。

(3) スポンサー区分

東京 2025 世界陸上公式プリンシパルサポーター

(4) 製品／サービスカテゴリー

ア カテゴリー名

旅行代理店及びトラベルパッケージサービス

イ カテゴリーに含まれる製品／サービス

(ア) 旅行代理店サービス

① 一般向け旅行サービス

(a)陸路、線路、水路、及び空路による、旅客輸送サービスのためのチケットの予約及び販売

(b)宿泊施設の予約、宿泊予約システムの開発及び運用

(c)電子ビザの代理申請

(d)旅券（パスポート）の代理申請

(e)パッキングツアー（大会に関連しない）を含む、旅行の計画の一般的な助言、予約、及び販売

② 大会関係者向け旅行サービス

(a)大会関係者向けの宿泊施設の確保、宿泊料の徴収・精算等

(b)大会関係者向けの輸送手段の確保、競技会場への輸送等

(c)大会関係者向けの空港における案内誘導等

(d)大会関係者向けのビザ取得の支援

(イ) トラベルパッケージサービス

大会に関連して提供された、消費者（個人向け）及び企業向けのトラベルパッケージ、トラベルプログラム、及びトラベルサービスの、マーケティング、販売、及び引渡し

本契約カテゴリーの目的上、「トラベルパッケージ」は、大会のチケット（座席及び枚数は WA 及び WA 商業パートナーが決定する）と、一つあるいは複数の以下の製品／サービスとの組み合わせを意味する：

宿泊施設、宿泊施設に通常含まれる飲食サービス（ただし、大会会場またはその付近を含まない）、会合及び歓迎サービス、空港への送迎、航空及び陸上輸送

ウ 除外（カテゴリーに含まれない製品／サービス）

本カテゴリーは、宿泊施設又は交通機関自体（例：ホテルカテゴリー、航空会社カテゴリー、車カテゴリー）を除く。疑義を避けるため、独占権はスポンサー権に関するものであるが、第三者が本イベントに関連してスポンサー権を持たない形で、前述のようなサービスを提供する可能性がある。疑義を避けるため、本カテゴリーには、本大会またはその付近でのあらゆるホスピタリティの権利及びホスピタリティサービス（あらゆる種類の食べ物、飲み物、ラウンジ、スカイボックス及びそれらの組み合わせを含むがこれらに限定されない）を提供する権利は含まれない。そのカテゴリーに指名されたスポンサーは、本大会またはその付近でホスピタリティプログラムを実施することはできない。

(5) 契約内容等

スポンサーシップ契約に含まれる権利の概要については、別紙1「スポンサーシップ契約権利概要」のとおりです。

東京 2025 世界陸上公式プリンシパルサポーター標準契約書（以下「スポンサーシップ標準契約書」といいます。）については、別紙2「スポンサーシップ標準契約書提供申請書兼秘密保持誓約書」提出後に、入札参加者に対し提供します。

(6) 契約期間

契約締結日から 2025 年 12 月 21 日（日）まで

(7) 協賛基準額（予定価格）

金 300,000,000 円（税抜）

(8) 入札方法

一般競争入札

ただし、上記（7）協賛基準額（予定価格）以上の価格、かつ、入札者のうち最高の価格で入札した者を優先交渉者とします。その後、優先交渉者と当法人の間での協議、ワールドアスレティックス（以下「WA」といいます。）の承認及び当法人理事会での決議を経てスポンサーシップ契約を締結します。

2 参考情報

当法人において、「1 案件概要（4）製品／サービスカテゴリー」に示した製品／サービスカテゴリーにおいて発注が見込まれる業務概要は、別紙3「業務の概要（宿泊・輸送・出入国・ビザ）」のとおりです。

3 入札参加資格等

（1）参加資格

- ア 拠点を日本国内に有する企業、団体等の法人その他組織及び団体
- イ 「1 案件概要（4）製品／サービスカテゴリー」に示した製品／サービスカテゴリーを事業内容とする者

（2）欠格事由

- ア スポンサー契約を有効に締結する権利能力、行為能力又は権限を有しない者
- イ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受けた者
- ウ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者である者又は東京都が東京都スポンサー契約関係暴力団等対策措置要綱（令和5年3月29日付4財経総第2639号）第5条第1項の規定による排除措置期間中の者として公表した者
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成23年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者
- オ 前各号の他、大会のイメージが損なわれるおそれがあるなど、スポンサーとなることが適当でないと思われる者

（3）その他

入札参加後、契約締結までに上記参加資格を失った、または欠格事由に該当する事由が判明した場合は、契約締結できません。

4 主なスケジュール

- （1）公示 2024年1月25日（木）
- （2）入札参加希望書等の提出期間 2024年1月25日（木）～2月7日（水）17時まで

- (3) 入札参加資格確認結果の通知・スポンサーシップ標準契約書の提供
2024年2月9日(金)
- (4) 質問受付期間
2024年2月9日(金)～2月16日(金) 17時まで
- (5) 質問に対する回答
2024年2月20日(火)
- (6) 入札書又は辞退届の提出期間
2024年2月21日(水)～3月5日(火) 正午まで
- (7) 開札
2024年3月5日(火)

5 入札参加希望書等の提出及びスポンサーシップ標準契約書の提供

標記の件に係る入札(以下「本件入札」といいます。)への参加を希望される方は、以下の書類を提出してください。資格審査を実施の上、スポンサーシップ標準契約書を提供いたします。

(1) 提出書類

- ア 入札参加希望書(様式1)
- イ 入札参加資格確認申請書(様式2)
- ウ 表明書(様式2-①)
- エ 疎明資料(様式2-②)
- オ スポンサーシップ標準契約書提供申請書兼秘密保持誓約書(別紙2)

(2) 提出期限

2024年2月7日(水) 17時まで(必着)

提出期限は、当法人に到着する期限とし、期限を過ぎて到着した場合は棄権として取り扱います。

(3) 提出方法

以下「10 問い合わせ先」に記載の住所宛に、**書留郵便(一般書留、簡易書留)**で郵送してください。

また、郵送した旨を「10 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ電子メールにより連絡してください。なお、電子メールの件名は「東京2025世界陸上スポンサーシップ契約__入札参加希望書提出__(申請者名)」としてください。

(4) 提出書類に関する注意事項

- ア 提出書類の作成、提出に要する費用は申請者の負担とします。
- イ **書留郵便以外の方法(普通郵便、持参等)で提出された入札書は無効です。**
- ウ 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として申請書は公表せず、当法人が入札以外の目的で使用することはいたしません。

エ 当法人が指示した場合を除き、既に提出された書類の差替え及び追加提出は認めません。

(5) 確認通知

入札参加資格確認の結果は、2024年2月9日(金)までに、「10 問い合わせ先」記載の当法人のメールアドレスから、入札参加希望書に記載のメールアドレス宛に、電子メールにて通知します。なお、電子メールが上記の期限までに届かない場合は「10 問い合わせ先」記載の連絡先に電話で連絡してください。当該確認の結果、入札参加資格が確認された者に限り、本件入札及びスポンサーシップ標準契約書提供の対象者となります。

(6) スポンサーシップ標準契約書等の提供

資格審査を実施の上、上記(5)の確認通知と併せて、申請者に対して電子メールにより送付します。

なお、スポンサーシップ標準契約書については、本入札への参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(7) その他

提出期限内に入札参加資格確認申請書等を提出していない者及び開札までの間に入札参加資格がないと認められた者については、その入札を無効とします。

6 質問及び回答

(1) 質問方法

この入札説明書及びスポンサーシップ標準契約書に対する質問については、2024年2月16日(金)17時までに質問書(様式3)を「10 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名は「東京2025世界陸上スポンサーシップ契約_質問_(申請者名)」とし、電子メールを送信した旨を「10 問い合わせ先」に記載の連絡先へ電話で連絡してください。

(2) 回答

質問に対する回答については、2024年2月20日(火)までに入札参加資格が認められた者全員に電子メールで回答します。ただし、質問者にとって不利になる回答などであれば、直接質問者のみに対して電子メールで回答することがあります。

7 入札及び開札

(1) 開札の日時

2024年3月5日（火）15時

なお、入札結果については、開札後速やかに通知します。

（2）入札書の作成方法

入札書（様式4）により入札を行います。

入札書には、入札者の住所、名称及び代表者名を記入の上、代表者印を押印してください。

算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。

金額は、税抜金額を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

誤字等を加除訂正した場合にはその箇所に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

入札書は封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び名称等を封筒に表記してください（別添封筒書式を参照）。

（3）入札書の提出

本件入札への参加を希望される方は、以下の書類を提出してください。

ア 提出書類

入札書（様式4）

イ 提出期限

2024年3月5日（火）正午まで（必着）

提出期限は、当法人に到着する期限とし、期限を過ぎて到着した入札は棄権として取り扱います。

ウ 提出方法

「10 問い合わせ先」に示す場所に、書留郵便（一般書留、簡易書留）で郵送してください。

また、郵送した旨を「10 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ電子メールにより連絡してください。なお、電子メールの件名は「東京2025世界陸上スポンサーシップ契約__入札書提出__（申請者名）」としてください。

エ 提出書類に関する注意事項

- (ア) 提出書類の作成、提出に要する費用は申請者の負担とします。
- (イ) **書留郵便以外の方法（普通郵便、持参等）で提出された入札書は無効です。**
- (ウ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、当法人が入札以外の目的で使用することはいたしません。
- (エ) 当法人が指示した場合を除き、既に提出された書類の差替え及び追加提出は認めません。

(4) 入札の辞退

入札執行中に入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式5)を、「10 問い合わせ先」記載の住所宛に郵送してください。

また、郵送した旨を「10 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ電子メールにより連絡してください。なお、電子メールの件名は「東京 2025 世界陸上スポンサーシップ契約__入札辞退届提出__ (申請者名)」としてください。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札及び談合その他不正行為によると認められる入札は、これを無効とします。

- ア 入札に参加する資格がない者のしたもの
- イ 入札書が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの
- ウ 入札書に記載され、又は記録された事項が不明なもの
- エ 入札書に署名及び記名押印のいずれもないもの
- オ 同一事項の入札について二通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの
- カ 他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をした者によるもの入札
- キ 前各号に掲げるもののほか、当法人が指定した事項に違反したもの

(6) 開札

開札は、上記「7 入札及び開札 (1) 開札の日時」に示した日時にて、入札に関係のない職員の立会いのもと、事務局職員が郵送により受領した封筒を開封することで実施します。なお、入札者の匿名性を担保するために、入札者の同席は不可とします。

(7) 入札結果（優先交渉者の決定）通知

開札後、全ての入札者に対し入札結果（優先交渉者に決定したか否か）を通知します。

本通知時点での優先交渉者が契約者とならない場合は、協賛基準額（予定価格）以上の価格で入札した者（以下「優先交渉者候補者」といいます。）のうち、次点の価格で入札した者を優先交渉者として再選定します。その場合、当該者に速やかに通知を行い

ます。

(8) 再度入札

優先交渉候補者が二者以上いるときは、再度の入札を行います。再度の入札に当たっては、入札書の提出締切日時及び開札日時を、当該者に速やかに通知します。以降、優先交渉者が一者となるまで入札を繰り返します。

(9) 入札の取りやめ等

入札希望者が談合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札希望者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

8 公表について

契約締結後、契約した製品／サービスカテゴリー名、契約者、入札参加者数を当財団のホームページで公表します。

9 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

ただし、スポンサーシップ標準契約書については英語版を用いることとし、日本語版は参考和訳とします。

(2) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用について、契約書2通のうち、1通は当法人、1通は落札者の負担によって作成します。

ウ 当法人及び契約の相手方が共に契約書に記名押印しなければ、契約は締結されないものとします。

(3) 落札者の資格喪失

落札決定の日から契約締結日までの期間において、「3 入札参加資格等」に掲げる参加資格等を満たさない者とは契約を締結しません。

(4) 特定の不正行為等に対する措置

本件入札に係る契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、本件入札に係る契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(5) 妨害又は不当要求に対する報告義務

契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに当法人に報告してください。

(6) その他

この入札説明書において、特別の定めのない事項については、当法人の規定等に基づき入札を行います。

10 問い合わせ先

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団 業務室 業務開発部 業務開発課

住所:〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 5 階

E メール: sponsorship@WATokyo25.com